

会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案に対する意見

「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に対するパブリックコメントの機会に感謝する。以下の通り意見を申し上げる。

記

第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し

1 制度の具体的な枠組み

- ・ A案に賛成。B案及びA案・B案双方の規定に反対。
- ・ B案のように、従業員の処遇という本来経営判断に委ねられるべき事項について株主総会決議を求めることは、企業経営の機動性や自律性を損なうおそれがある。
- ・ 近年、中長期的な企業価値向上の観点から「人的資本投資」の重要性が指摘されているが、株式によるインセンティブプランはその有用な手段の一つ。諸外国では従業員等への株式の無償交付は一般的に行われており、優秀な人材を確保するためには、子会社も含めた形で、株式の無償交付を行いやすい制度とすべき。
- ・ 仮に、有利発行の疑義がある場合には、株主による差止請求等の既存の法的手段により対応が可能であり、これに加えて一律に株主総会決議を要件とする必要性は必ずしも高くない。
- ・ A案・B案双方を規定すると、株主総会決議を経れば有利発行の疑義がなく、総会決議を経なければ有利発行の疑義が残るという構図ができるため、実務上、総会決議を経るべきとのプレッシャーが強く働き、A案による無償交付は事実上困難になることが予想される。

2 その他の検討事項

- ・ (1) 現物出資構成について、A案に賛成。
- ・ 現行実務では、既に現物出資構成により従業員等への株式報酬を導入している企業が多数存在する。
- ・ そのため、株式の無償交付の対象範囲の見直しが行われた場合においても、企業が現物出資構成による手法を選択することが妨げられないようにすべき。

第2 株式交付制度の見直し

1 株式交付の対象となる場面

- ・ (1)について、**A案に賛成。**
- ・ 子会社株式の追加取得を株式交付の対象とすることは、企業による機動的な組織再編の観点から望ましい。また、既に子会社となっている会社についても、追加取得を通じて資本関係を更に強化・整理する実務上のニーズは大きい。
- ・ B案のように、追加取得の場面を限定したり、取得割合に刻みを設けたりすると、機動的な使用ができない使い勝手の悪い制度となる。また、結果として制度上求められる取得割合に達しなかった場合に、株式交付の法的効力が却って否定されやすくなる等、法的な安定性を損なう懸念がある。このような不安定さを残すことは、既存株主の利益を損なうことにも繋がりがねない。
- ・ (2)について、**提案内容に賛成。**
- ・ 子会社の該当性は、形式的な議決権比率のみならず、実質的な支配関係にも着目して判断されるべき。

2 株式交付の対象となる会社

- ・ (1)(2)とも、**提案内容に賛成。**
- ・ グループシナジーの発揮を促進する観点から、持分会社を子会社化する場合にも、本制度の活用を可能とすべき。
- ・ また、近年のグローバル化の進展を踏まえれば、外国会社を子会社化する場合についても自社株対価 M&A を活用できるようにすることは、海外企業とのイコールフットディングを確保し、我が国企業の国際競争力を強化する上で極めて重要。

3 株式交付の手続

- ・ **提案内容に賛成。**
- ・ また、**株式交付親会社における反対株主の株式買取請求権もあわせて撤廃すべき。**
- ・ これは、株主保護を不要とする趣旨ではなく、株式交付の性質に鑑みた保護手段の合理化と考えるべき。株式交付は、合併や会社分割のように親会社の事業や資産そのものに変動を生じさせるものではなく、また、上場会社においては株式交付に反対であれば市場売却による退出も可能。また、親会社株主の保護として、条件の不公正や手続違反に対する差止請求等他の手段による対応も可能。
- ・ 他方、株式買取請求権に係る規定を維持すると、株式対価 M&A に予測困難なキャッシュ・アウトのリスクが残り、中長期的な企業価値向上に資する成長投資を阻害する要因となる。これは株主の利益をも損ないかねない。そのため、少なくとも上場会社である株式交付親会社については、反対株主の株式買取請求権を認めないことには合理性がある。

第3 現物出資制度の見直し

1 検査役の調査の制度の見直し

- ・ **提案内容に賛成。** 現行の検査役調査制度は、現物出資の活用にあたり時間的・手続的負担が大きく、特に知的財産権等を活用した資金調達やスタートアップ投資、自社株対価 M&A 等の実務において、機動的な取引の支障となっている。
- ・ 株主総会の特別決議を前提に検査役調査を省略できるものとする提案は、現物出資を実務に即して利用しやすくする観点から評価。
- ・ 現物出資財産の価額を株主総会の特別決議で定める場合、既存株主の判断を経ることから、検査役調査を一律に要求しなくとも、株主保護の要請には応えられる。その上で、取締役に対し、株主総会において評価方法、評価額その他の価額が相当である理由の説明を求めることにより、透明性を確保するとの整理は妥当。

2 不足額填補責任の見直し

(1) 現物出資者の不足額填補責任

ア 責任の発生要件

- ・ **A 案に賛成。**
- ・ 現行制度では、現物出資者は、募集事項決定時の適正な評価を前提に取引を行った場合であっても、その後現物出資者が株主となった時までに現物出資財産が値下がりすれば責任を問われる可能性があり、実務上の大きな不安要因となっている。
- ・ 現物出資者に不足額填補責任を負わせるのは、少なくとも取締役等との通謀がある等、不当性の強い場合とすべきであり、単に結果として価額に著しい不足が生じたことのみをもって一律に責任を負わせることは、現物出資の活用を不当に阻害するおそれがある。

イ 責任の内容

- ・ **A 案に賛成。** 不足額填補責任の内容としては、決定時不足額を金銭で会社に支払う義務とする方が、法的効果が明確であり、実務上も処理しやすい。
- ・ 一方、株式の無償譲渡請求による B 案は、現物出資者が当該株式を既に処分している場合等、追加的な法律問題や実務上の複雑性を生じさせるおそれがある。
- ・ 制度の明確性の観点からは、責任内容は金銭支払義務として整理する A 案が妥当。

(2) 取締役等及び証明者の不足額填補責任

- ・ **A 案に賛成。** 現行法のとおり立証責任の転換がされた過失責任を維持すると、関係者が責任追及を過度に恐れ、結果として現物出資そのものが利用されにくくなるおそれがある。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第1 バーチャルオンリー株主総会及び社債権者集会

1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件

- ・ (1)について、定款の定めを実施要件とすることに反対。
- ・ 定款に定めがないことを理由に、必ず会場を設けた株主総会を開かなければならないとするのは妥当ではない。災害や感染症のような場合には、会場に来る株主に負担や危険が生じるおそれがあり、株主総会を準備・運営する会社の役職員にも大きな負担がかかる。このような場合まで、定款の定めがないことだけを理由にバーチャルオンリー株主総会を認めないのは不合理。
- ・ また、多くの機関投資家は株主総会当日に会場へ出席しておらず、バーチャルオンリー株主総会は、むしろ株主にとって参加しやすさを高める大きなメリットがある。

2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

- ・ (3)の通信記録等の保存期間については、中間試案の補足説明 P37 の2行目以降に記載のとおり、株主総会の決議の取消しの訴えの提訴期間に合わせて3か月とすることが妥当。
- ・ (4)に反対。通信記録等にはプライバシー性の高い情報が含まれ得るほか、広範な閲覧・謄写請求権を認めると、濫用的請求により企業実務に過大な負担が生じるおそれがある。

3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

- ・ 提案内容のように、セーフハーバールールを設けることに賛成。
- ・ 通信障害が生じた場合の決議取消しリスクによる企業の萎縮を防ぎ、バーチャルオンリー株主総会の活用可能性を確保する観点から評価。
- ・ (注1)に記載されているように、通信障害措置をバーチャルオンリー株主総会の実施要件とすることには反対。通信障害が実際に株主の権利に影響を与えたか否かにかかわらず、通信障害対策のための措置における不備が、株主総会決議の適法性・有効性に疑義を生じさせることにもなりかねないため。

4 株主総会の延期又は続行

- ・ 提案内容に賛成。
- ・ 通信障害により株主総会の進行に著しい支障が生じた場合に、あらかじめ定められた手続に基づき議長が延期又は続行を決定できる仕組みは、バーチャルオンリー株主総会の安定的な運営に不可欠である。
- ・ 特に、通信障害発生後には通常の株主総会決議による延期又は続行が困難となる場合があることから、本規律は実務上の要請に合致する。

5 場所の定めのある株主総会の開催請求権

- ・ **提案内容に賛成。**
- ・ バーチャルオンリー株主総会は、多くの株主にとって参加しやすく、会社にとっても費用負担の軽減に繋がる等、株主・企業双方にメリットがある。
- ・ 単独株主等の請求により常に物理的な場所での開催を求めることができる制度とすることは、他の株主の利便性や会社の合理的な運営を損なうおそれがある。
- ・ 仮に物理的な場所での開催請求権を設けるとしても、その行使は単独株主には認めず、相当数の株主による請求がある場合に限るべき。

6 規律の適用対象

- ・ (1)については、**提案内容に賛成。**
- ・ 他方で、(2)については、**提案内容に反対。**
- ・ ハイブリッド出席型バーチャル株主総会が現行法の下でも既に広く実施されている中、このような規律を設けることは現行実務の妨げとなるおそれがある。
- ・ 仮に規律を設けるとしても、株主総会決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）に限るべき。

第2 実質株主確認制度

1 株式会社から実質株主を確認する制度

(1) 株式会社から実質株主を確認する制度

- ・ **提案内容に賛成。ただし、違反者に対する措置は「過料」に留まらず「議決権停止」を導入すべき。**
- ・ 上場企業から実質株主を確認する制度の創設については、上場企業が自社の株主を正しく認識し、建設的な対話を行う上でも望ましい。
- ・ ただし、**情報提供義務違反に対する措置として「過料」を課すことについては、実効性の観点から限界があるため、「議決権停止」も課すべき。**
- ・ 特に、実質株主が海外投資家である場合、日本法の直接的な執行が及びづらく、過料のみでは十分な履行確保の手段とはならないおそれがある。また、過料の水準によっては、制度違反に対する抑止効果が限定的となる可能性がある。
- ・ 加えて、実質株主と仲介機関の間に守秘義務契約等が存在する場合、過料のみでは当該契約関係を乗り越えて情報提供を促す理由として不十分となる懸念もある。
- ・ このため、制度の実効性を確保する観点から、過料による制裁に加え、制度違反に対して実質的な不利益を伴う措置として、実質株主が判明しない株式も含め、当該名義株主が保有する株数について議決権停止といった強い制約を講ずることを制度上明確に位置付けることが必要。

(2) 実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使

- ・ **アの提案内容に反対。**
- ・ 実質株主確認制度の創設と、実質株主による株主総会での権利行使の拡張とは、区別して検討すべき。
- ・ 誰がどの名義株主に紐づく議決権に基づいて株主総会に出席・行使するのかが不明確な総会運営は実務上非常に不安定であり、名義株主と実質株主の一方が、他方の意に反して、あるいは重複・矛盾して議決権その他の権利行使を行った場合の処理について十分な実務の蓄積がない現段階で、権利行使の範囲を広げるべきでない。

2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

- ・ **提案内容に賛成。**
- ・ 大量保有報告義務違反者に対する議決権停止措置の導入については、我が国法制度に対して潜脱的な株主を牽制し、大量保有報告制度の実効性を高める観点から望ましい。
- ・ **ただし、本措置を実効的に機能させるためには、違反者である実質株主と株主名簿上の名義株主との対応関係を把握できることが前提となる。** 現行実務においては、仲介機関を通じた多層的な保有構造が存在することから当該対応関係の把握は容易ではなく、これが担保されない場合には、議決権停止の対象株式を特定できず、制度が形式的なものにとどまるおそれがある。
- ・ また、大量保有報告書等の未提出や虚偽記載といった違反を発行会社が把握すること自体も容易ではなく、通知義務のみに依拠した制度設計では履行確保として十分とは言い難い。
- ・ このため、会社側から実質株主を確認する制度及び仲介機関に対する義務付けと一体的な制度設計として、**いずれの制度においても議決権停止といった強い罰則規定と組み合わせることで、制度の実効性を確保することが必要。**

第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

1 書面交付請求制度の見直し

- ・ **A案に賛成。**
- ・ 書面交付制度については、中間試案の補足説明 P72 にあるとおり、書面交付請求の利用率は 0.45%にとどまっており、また、その中にはインターネットへのアクセスが可能と考えられる者も一定数含まれているとの指摘がある。
- ・ 他方で、企業においては、少数の請求に対応するために、印刷・封入・送付その他の事務負担を引き続き負っており、制度維持に見合う実益は乏しい。
- ・ したがって、書面交付制度は廃止すべきであり、移行期間についても、特段の必要性は乏しいと考える。

2 書面による議決権の行使についての見直し

- ・ **A案に賛成。**
- ・ 電磁的方法による議決権の行使は、会社においては書面による議決権行使に比して事務負担が軽減され、またスマートフォンやタブレット等から容易に議決権行使ができることから、株主の利便性も向上する。
- ・ また、書面による議決権の行使が認められず、株主本人が直接インターネットを使用することに支障がある場合であっても、身近な者やサービス会社に依頼する等の方法で議決権を行使することも可能であり、株主に過度な負担が生ずるものではない。
- ・ かかる状況に照らせば、書面による議決権の行使を義務付けることに合理性はなく、電磁的方法による議決権行使のみを採用することも可能とすべき。

3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し

- ・ **提案内容に賛成。**
- ・ 電子メールアドレス等の株主名簿への記載又は記録、及び、電子メールアドレス等への電磁的方法による招集通知の発送は、株主の承諾を得て任意に行われることが前提とされており、電子メールアドレス等を保有していない株主や、株主名簿への記載又は記録や電磁的方法による招集通知の発送を望まない株主に不利益は生じない。
- ・ 会社にとっても、電磁的方法で招集通知が発送できれば、事務負担及びコストの削減になる。

第4 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し

1 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化

- ・ **A案の考え方に賛成。ただし、定款変更を要する点には反対。**
- ・ 仮に、A案に定款の定めを必要とするのであれば、B案の併設や、(後注)に記載のある様に、事前の議決権行使によって決議要件を満たした旨を議長が宣言した議案につき、可決したものとみなす考え方も導入すべき。
- ・ 事前の議決権行使によって全株主が出席した場合と同等の決議要件を満たしたときに、株主総会決議があったものとする制度は、株主総会運営の合理化及び迅速な意思決定に資するものであり、実務上非常に有益。
- ・ また、株主総会当日の出席状況に鑑み議案の可否が確定している場合に、株主総会冒頭に決議を行い、以降の時間を株主との対話に活用することも可能であり、株主にとってもメリットのある制度と考える。
- ・ このような合理的な制度利用の前提として、定款変更の必要性は認められない。そのため、**定款変更を要しない制度設計**とすべき。

2 株主総会の書面決議制度の見直し

- ・ 提案内容の考え方に賛成。
- ・ ただし、異議を述べた株主が一人でも存在すれば決議が成立しないとするのでは、制度の実効性が限定的となる。したがって、異議を述べた株主の議決権割合が一定水準を超えない限り、決議を有効に成立させる制度設計とすべき。

4 キャッシュ・アウトの手続の見直し

- ・ A案の考え方に賛成。ただし、その要件としてマジョリティ・オブ・マイノリティ（MOM）条件の設定を事実上要件化することについては反対であり、仮にMOM条件の設定を事実上要件化するのであれば改正をしないB案とすべき。
- ・ MOMは一般株主の意思を反映させる手段の一つではあるが、短期的な利益を志向する株主による価格交渉の影響を受けやすく、結果として買収価格が過度に引き上げられ、買収後の成長投資や企業価値向上に向けた資源配分に制約が生じる懸念がある。
- ・ また、MOMは、現行の各種指針や実務においてベストプラクティスとされているが、一律に求められているものではなく個別事案に応じた公正性確保措置の一つとして位置付けられているにとどまる。こうした中で、会社法において実質的にその採用を義務付けることは、手法の選択肢を限定し、実務の柔軟性を損なうおそれがある。
- ・ したがって、少数株主の利益保護については、第三者委員会の設置や公正性意見の取得等、複数の手段を組み合わせることで確保することも広く選択肢とすべきであり、MOM条件を会社法上推奨するべきでない。

第5 株主提案権に関する規律の見直し

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

- ・ A案に賛成。
- ・ 議決権割合要件に加えて認められている議決権個数要件（300個要件）は主要国において一般的な制度ではなく、我が国特有の要件となっている。
- ・ また、当該個数要件の存在は、近年の株式分割等による投資単位の引下げを躊躇する要因となり得るものであり、廃止すべき。
- ・ そもそも我が国においては複数株主による共同行使により議決権割合要件を満たすことが可能であり、個数要件を維持する実益は乏しいと考える。
- ・ 併せて株主提案権の保有比率要件を、英国やドイツと同水準の5%へ引き上げるべきであり、企業的意思決定プロセスにおいて中長期的な目線を有する株主の提案を重視すべきであることから保有期間要件を現行の6か月以上から1年以上へと延長すべき。

- ・ もっとも、議決権割合要件のみを残す場合、昨今の株高により、複数株主による共同行使を前提としてもなお、例えば個人株主にとってはハードルが高い（多大な金額が必要となる）ことも想定される。少数株主保護の観点からは、市場価格の金額要件や株主の人数要件を設定することも一案ではないか。

2 株主提案権の行使期限の見直し

- ・ A案、B案いずれにも賛成。
- ・ A案については、8週間の期間中の事務負担が大きいため、実務上行使期限前倒しのニーズが大きいこと、前倒しすることで提案内容に係るより実質的な検討やステークホルダーとの協議等を図ることができるようになることから望ましい。
- ・ B案については、現行法上の行使期限を前提とすると、株主は通常、株主総会の開催日が決定せず、株主提案権の行使期限日を正確に知ることができない時期に株主提案権を行使することとなっており、B案のように株主総会開催日及び株主提案権の行使期限日が明確化されることは、株主の予見可能性を高める点において株主の利益に資する。
- ・ また、通知の方法については、中間試案の補足説明 P109 の 23 行目以降に記載のとおり、公告のほか、取引所規則に基づく適時開示をもって代替できるものとするべき。

3 その他の見直し

○ 臨時株主総会招集請求権

- ・ 中間試案の補足説明 P107 の 16 行目以降に記載されているように、臨時株主総会招集請求権の行使要件についても、その閾値を引き上げるべき。
- ・ 株主提案権のみならず、臨時株主総会招集請求権は、会社の意思決定に重大な影響を及ぼす強力な権利であることに鑑み、濫用防止及び市場の安定性確保の観点から、その行使要件の見直しが必要。
- ・ こうした強力な権利を、大量保有報告制度に基づく情報開示がなされていない株主に許容することは適切とは言い難く、現行の3%以上から、諸外国の制度を参考に少なくとも5%以上へと引き上げるべきであり、更には、制度の濫用防止をより実効的に図る観点からは、短期売買差益返還請求制度を参考に「10%以上」への引き上げを行うことが望ましい。

○ 株主提案権の対象範囲

- ・ 中間試案の補足説明 P110 の 22 行目以降（後注2）に記載されている、株主提案権（及び臨時株主総会招集請求権）の対象範囲について、業務執行事項については、定款変更議案の形式を採るか否かに関わらず、株主提案権により議題として提案することはできず、これを議題とする臨時株主総会の招集請求権の対象とならな

いことを明確化すべき。

- ・ 我が国においては、定款変更議案の形式や、いわゆる勧告的提案により、実質的に業務執行に属する事項についても株主提案等が可能と解され得る余地があるが、これは取締役会による経営判断の領域に株主が過度に介入し得る構造となっている。
- ・ また、近年では特定の株主により、およそ現実的ではない定款変更の株主提案が行われる、濫用的な事案も散見される。
- ・ 他方、諸外国においては、株主による提案は会社の基本的事項に関するものに限定され、業務執行に属する事項に関する株主提案等については一定の制約が課されるのが一般的である。
- ・ 例えば、米国では、会社の事業に重要な関係性のない提案を排除できる規定があり（17 C.F.R. § 240.14a-8(i)）、またドイツでは、将来の経営方針や経営戦略、取締役の業務執行に関する事項を株主提案の議題とすることはできないと解されている。
- ・ 中間試案の補足説明 P110 の 26 行目以降に記載されているように、部会においては「何が業務執行事項に当たるかは必ずしも明確ではなく、業務執行事項に係る定款変更に関する議案の提出を制限する規律を設けても、その実効性を確保することは困難である」といった反対意見がある。
- ・ しかし、諸外国においては一定の判断基準のもとで制度運用が現になされており、わが国においても取締役会の権能と株主の権利との適切なバランスを確保し、企業が委縮せずに企業価値を高めていく観点から、**株主提案権及び臨時株主総会招集請求権の対象範囲から業務執行事項を除外すべき。**

○ 長期保有株主の優遇措置の導入の検討

- ・ 企業の中長期的な価値創造を支える観点からは、短期的な売買を前提とする株主と、長期的に保有し企業成長を支える株主とを同列に扱うのではなく、欧州における複数議決権制度等も参考に、**例えば 5 年超など長期で保有する株主に対して複数の議決権を付与する制度の導入を検討すべき。**また、東京証券取引所においても、種類株式の活用に関し柔軟な対応を図るべき。

第 6 その他

1 会社法第 316 条第 2 項に規定する調査者制度の見直し

- ・ 単に会社法第 316 条第 2 項を削除すべき。
- ・ 会社法第 316 条第 2 項に基づく 2 項調査者制度は、近年、株主総会決議を通じて選任が求められる事例が見られるが、**役員としての法的責任を何ら負わない外部者が、法令定款違反事由がなくても会社の機密情報・内部情報にすべてアクセスできる制度であり、健全な会社経営への弊害は甚大である。**現にその運用は本来想定され

ていた違法・不当行為の是正という枠を超え、経営への影響力行使や株主の会社情報取得の手段として濫用的に用いられている側面も否定できない。

- ・ 2項調査者は、会社の業務及び財産に関して広範な調査権限を有する一方で、現行法においては、調査範囲の限定、手続的統制、守秘義務の実効性等について十分な規律が整備されているとは言い難い。特に、役員業務用端末や電子メール等に対するデジタルフォレンジック調査にまで及ぶ場合、一度アクセスが行われれば**情報流出リスクは事後的に回復不能であり、制度的な統制には限界がある**。また、海外での訴訟等との関係において認められる秘匿特権をも喪失させるおそれがある。
- ・ こうした状況は、企業活動に対する過度な萎縮効果を生じさせるのみならず、**経済安全保障上の観点からも看過し得ないリスクを内包するものである**。
- ・ また、外部者による違法行為の調査・是正については会社法第358条の業務検査役制度、日常的な監督については内部統制システムの整備構築や監査役等の既存制度が存在しており、**機能的な重複も認められる**。2項調査者はこれらの他の制度の諸規律を潜脱する形で利活用される弊害がある。調査の要否という業務執行事項について、株主総会が直接判断している点にも問題がある。
- ・ A案は、調査者制度の各種弊害を解消するには甚だ不十分である。またB案も、株主総会決議があれば、不正行為・法令定款違反を疑うに足りる事由がなくとも裁判所が業務検査役を選任することが可能となっていることや、業務検査役が会社の利益に適った行為をとることを制度的に担保するための規律が存在しないことなどの問題がある。
- ・ 以上を踏まえ、同制度はその必要性及び制度設計上の限界に鑑み、廃止すべき。

第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し

第1 指名委員会等設置会社制度の見直し

1 指名委員会等の権限の見直し

- ・ 指名委員会等設置会社が最も優れた機関設計であるという説明になるのであればA案には反対。その様な説明にならないことを条件に賛成。
- ・ 現状、指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会の権限が強すぎるといった課題は存在するため、提案内容の様な改正は否定しないが、A案を採用する場合であっても、(注1)で記載されている適用場面に関して、取締役会全体で社外取締役が過半数を占めるという要件で足り、その他の追加要件(例えば特別利害関係人の排除や手続の透明性確保など)を規定する必要はない。
- ・ 指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社、監査役会設置会社の3つの機関設計に優劣は存在せず、各社自身が自由に選択することが望ましく、指名委員会等設置会社が最も優れた機関設計であるといった誤解を与える記載とならないよう、ご留意頂きたい。

2 監査委員会の権限等の見直し

- ・ 提案内容に反対。
- ・ 監査委員会に関する規律については、監査の独立性確保という趣旨は理解できるものの、取締役会での情報共有や各社の実情に応じた人事運営の柔軟性を不当に損なわないよう、閲覧・謄写の制限や株主総会参考書類及び事業報告における開示義務事項の追加は行うべきではない。

第2 責任限定契約制度の見直し

- ・ 1については賛成。
- ・ 現在、我が国の企業は、中長期的な企業価値向上のための積極的なリスクテイクが必要と指摘されており、コーポレートガバナンス・コード等においても「攻めのガバナンス」の実現を目指すべきとされている。
- ・ こうした中、企業経営の中核を担う業務執行取締役等の果敢なリスクテイクを促すためには、責任限定契約の対象に業務執行取締役等を加えることは必須。
- ・ 他方で、2については、反対。
- ・ 利益相反状況が存する場面を責任限定の対象外とする考え方自体は理解できるものの、「利益が相反する状況」等の抽象的な規定を設けるに留まる場合等、その適用範囲が不明確な形で規定されると制度の予見可能性を損ない、かえって実務上利用しにくい制度となるおそれがある。仮に本規定を設けるとしても、適用除外となる利益相反状況の範囲は、客観的に画定可能なものとすべき。

第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

- ・ 1及び2の提案内容に賛成。
- ・ もっとも、1については、単に両書類の一本化をすることとどまらず企業の実務負担の軽減及び投資家の利便性向上に資する観点から、両書類の記載事項の整理・重複排除等を含めた開示事項の抜本的な見直しがあわせて行われることが重要である。
- ・ また、近年、有価証券報告書は、非財務情報の拡充等により記載事項が増加傾向にあることから、作成者、利用者双方にとっての効率化の観点から、事業報告等に固有の開示事項については、一本化された書類（及び事業報告等を別々に作成する場合の各書類）において記載不要とする方向で検討すべき。
- ・ 更に、2について、監査の一元化にとどまらず、監査役監査の在り方の見直し、法的責任の合理化等についても一体的に検討すべき。
- ・ なお、一本化された書類については、株主総会の3週間前に提出する必要があるという実務上の高いハードルがあるため、強制適用が検討されることの無いよう、ご留意頂きたい。

以 上